

被災者のみなさまへ

平成28年5月11日
(平成28年6月24日 ⑤追加)
内閣府・総務省・法務省

ご存知ですか？

平成28年熊本地震による災害は、特定非常災害特別措置法に基づく**特定非常災害**に指定されました。

これにより、次の①～⑤の措置が講じられます。

① 許認可等の存続期間（有効期間）の延長

一定の地域の方々を対象に、運転免許のような**許認可等**（平成28年4月14日以後に満了するもの）について、存続期間（有効期間）が**最長で平成28年9月30日（金）まで延長**されます。

【許認可等の満了日が延長される主な例】

- ・ 運転免許
- ・ 薬局の開設、医薬品販売業の許可
- ・ 飲食店営業の許可
- ・ 無線局の免許

◎対象となる具体的な許認可等、対象地域、延長後の満了日については、「別紙1」をご参照ください。

◎なお、「別紙1」に掲げられた措置のほか、告示のない許認可等や告示に指定された地域以外の方などについても、申出により、満了日の延長が認められる場合があります。

② 期限内に履行されなかった届出等の義務の猶予

法令に基づく**届出等の義務**が、本来の期限までに履行できなかった場合であっても、それが特定非常災害によるものであることが認められた場合には、**平成28年7月29日（金）までに履行**すれば、行政上及び刑事上の責任を問われません。

※ 延長・猶予の対象や手続の詳細については、許認可等の更新手続を行う担当窓口や、法令に基づく届出等の担当窓口にお問合せ・ご相談ください。

③ 法人に係る破産手続開始の決定の留保

破産手続開始の申立ては、債務者自らがする場合のほか、債権者もすることができます。

しかし、平成28年熊本地震の影響を受けて債務超過に陥った法人に対しては、債権者から破産手続開始の申立てをされたとしても、

- (1) 法人が清算中である場合
又は
- (2) 法人が支払不能である場合

を除き、**平成30年4月13日（金）までの間、**
裁判所による **破産手続開始の決定はされません。**

④ 相続放棄等の熟慮期間の延長

熊本県に住所を有していた相続人の方々を対象に、「相続の承認又は放棄」の熟慮期間（平成28年4月14日以後に満了するもの）が**平成28年12月28日（水）まで延長**されます。

◎相続の承認又は放棄の手続やこの措置の対象となる方々の範囲等の詳細については、「別紙2」をご参照ください。

※ 相続問題等について、解決に役立つ法制度や相談窓口等の情報についてのご案内は、下記へお問合せください。

震災 法テラスダイヤル

0120 - 078309

(通話料無料)

おなやみレスキュー

受付時間：平日 9：00～21：00

土曜日9：00～17：00（日祝日休）

※「震災 法テラスダイヤル」は震災関連専用のダイヤルです。震災被害以外の問い合わせについては、法テラス・サポートダイヤル（0570-078374）をご利用ください。

⑤ 民事調停の申立手数料の免除

平成28年熊本地震について、

- ① **地震当日（平成28年4月14日）**に**熊本県**に住所等を有していた方が、
- ② 同地震に起因する民事に関する紛争について、
- ③ **平成28年4月14日から平成31年3月31日までの間**に、裁判所に民事調停の申立てをする場合

には、申立手数料が免除されます。

詳細は、最寄りの裁判所におたずねください。

〔関連リンク〕

◎ 法務省ウェブサイト（民事調停の申立手数料の特例措置）

http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00130.html

◎ 裁判所ウェブサイト

民事調停手続

http://www.courts.go.jp/saiban/syurui_minzi/minzi_04_02_10/index.html

各地の裁判所一覧

<http://www.courts.go.jp/map.html>